

会議の名称	議会改革特別委員会 協 議 会	開催月日・令和7年12月12日 開会時間・午前・午後11時41分 閉会時間・午前・午後11時49分
出席者	安藤 誠 藤川 貴雄 堀 隆和 野口 佳宏 原 一郎 栗津 明	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・反問権、反論権について ・その他 	

【開会＝午前 11 時 41 分】

安藤委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開催いたします。本日の協議事項は、「反問権、反論権について」を議題といたします。

前回の委員会でご意見をいただき、反問および反論に関する指針案を作成いたしました。反論権の名称については、「議員提出案件への質問権」といたしました。

この案についてご意見はございますでしょうか。

堀委員

まずは反論権についてですが、一般質問に反論権はそぐわないと考えます。

〔「一般質問は対象外です」と呼ぶ者あり〕

安藤委員長

前回の資料にはありましたが、修正して、議員提出案件についての市長等からの質問という形になりました。

野口委員

反問権は今までどおり運用されるとして、反論権という言葉が少し強すぎるということで、名前を変えようという話になり、議員提出事件への質問権になったということですね。前回の議論を整理してまとめていただきましたので、私は問題ないと思います。

反論権を行使できる場合について、「市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対する趣旨又は根拠を確認する場合」というのは、議員も委員会も大義名分をもって提案しているわけですから、質問や確認事項には答えることができて当たり前です。

また、「市長等が議員又は委員の考え方を確認する場合」だって、考え方があから議員発議をやっているわけですから、何も問題ないと思います。

3点目の「市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対して反対の意見又は建設的な意見を述べる場合」についても、意見を述べることは自由ですから、全く問題ないと思いますので、私はこの案に賛成です。

堀委員

資料に「市長等」と書いてあるでしょう。「市長等」というのは、他の執行機関を含むと書いてあります。

一般質問について、市長に答弁を求める者と書いていなくても、市長が手を挙げて時間が足らなくなることはある

	<p>わけです。</p> <p>答弁を求める者ではないのに、市長が挙手をして、そして時間が足らなくなるという状況について、私は遠慮してほしいと思うんですが…</p>
野口委員	<p>前回の議論を元に資料が示されているんですが、これを読んでなぜそういう発言になるのかよく分かりません。全然違うじゃないですか、言っていることが。</p>
堀委員	<p>この資料については、答弁を求める者とか、そういうことについて…</p> <p>〔「関係ない」と呼ぶ者あり〕</p>
安藤委員長	<p>反論権という言葉が強く感じるので、それを議員提出案件への質問権という名前に変えます、というご報告です。それを議論しています。</p>
堀委員	<p>「事件」とこの資料には記載されていますが、「案件」と言われていて、どちらですか。</p> <p>〔「議会用語で事件と言う」と呼ぶ者あり〕</p>
安藤委員長	<p>ほかにご意見ございますか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
安藤委員長	<p>このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
安藤委員長	<p>では、この結果を議会運営委員会で協議していただくように、議長に報告したいと思います。</p> <p>議長、何かございますでしょうか。</p> <p>〔発言なし〕</p>
安藤委員長	<p>副議長、何かございますか。</p> <p>〔発言なし〕</p>

安藤委員長	<p>本日の協議事項は以上となります。これで本日の議会改革特別委員会を終了します。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 11 時 49 分】</p>
-------	---